

東京大学教育学部運営組織規則

平成16年4月1日

役員会議決

東大規則第55号

[沿革](#)

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学基本組織規則（以下「基本組織規則」という。）に定めのあるもののほか、東京大学教育学部（以下「学部」という。）の運営組織に関し必要な事項について定める。

(学科及び学科目並びにコース)

第2条 学部に、次に掲げる学科及び学科目を置く。

総合教育科学科 教育学、比較教育社会学、教育実践・政策学、教育心理学、身体教育学

2 前項の学科目のほか、総合教育科学科に、次に掲げるコースを置く。

教育学専修

教育学コース

教育社会科学専修

比較教育社会学コース、教育実践・政策学コース

心身発達科学専修

教育心理学コース、身体教育学コース

(教育研究に関する協力)

第3条 学部の教育研究は、教育学研究科及び情報学環の協力を受けて実施する。

(教授会)

第4条 学部に、学部教授会を置く。

2 学部教授会は、学部の教育研究に関する重要事項について審議し、及び基本組織規則又はその他の規則によりその権限に属する事項を行う。

3 学部教授会の組織その他必要な事項については、別に定める。

(学部長)

第5条 学部に、学部長を置く。学部長は、学部に関する校務をつかさどり、その他基本組織規則の定める職務を行う。

2 学部長の任期は、2年とする。

3 前2項のほか、学部長に関し必要な事項については、別に定める。

(学科長)

第6条 学部の学科に、学科長を置く。学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

2 学科長は、専攻長が兼任する。

(附属中等教育学校)

第7条 学部に、基本組織規則第3条第1項の規定に基づき、附属中等教育学校を置く。

2 附属中等教育学校に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第8条 学部の事務を処理するための組織については、別に定める。

(細則への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沿革

東京大学教育学部運営組織規則

体系情報

□第1編 組織及び運営

▽第4章 学部

沿革情報

◆平成16年04月01日 役員会議決

◇平成16年04月28日

◇平成21年11月25日

◇令和06年03月21日